

人事院会議議事録

会議日

令和3年10月21日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 立花人事官 古屋人事官
(幹事) 松尾事務総長、柴崎総括審議官
(説明員) (人材局)
佐藤企画課長補佐(制度班)

議題

海上保安大学校学生採用試験の見直し等

議事の概要

議題「海上保安大学校学生採用試験の見直し等」について、担当局から別添のとおり説明があった。

これに対し、以下のような意見があった。

- ・ 今回の出題分野の見直しを契機として、高校生や学校に対して積極的に受験するよう働きかけをしていくべきである。
- ・ 出題分野を少なくすれば申込者数が増えるという発想ではなく、別の方法でも申込者数を増やす策を講じていく必要があるのではないかと。

また、今回の見直しに加えて、例えば「デジタル」や「情報」などといった新しい分野を追加するといったことを海上保安庁は考えていないのかとの質問があり、それに対し、担当局から、現時点では、「物理」及び「化学」の知識について問う出題分野を削る見直しに留まるものであるとの説明があった。

議題については、三人事官一致で議決された。

海上保安大学校学生採用試験の見直し等について

令和 3 年 10 月 21 日

人 材 局

「採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令」の一部改正に対する意見について

(1) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第45条の2第1項から第3項までの規定により、採用試験の対象官職、種類及び確保すべき人材に関する事項は政令により定めることとされており、同条第4項では、この政令は人事院の意見を聴いて定めることとされている。

(2) この規定に基づき、内閣総理大臣から、令和3年10月18日付けで、採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令(以下、「政令」という。)の一部改正に対する人事院の見解を求められている。

改正内容は、「海上保安大学校学生採用試験」において確保すべき人材に関する事項から「物理」及び「化学」の知識を削除するものである。

この改正は、今後の海上保安庁の幹部には、関係機関との調整や組織マネジメントも含む多様な能力がより重要になるとの認識の下、海上保安大学校の学生採用の段階では、できるだけ門戸を広げて多様な人材を募集し、海上保安官として必要な物理・化学の知識は、採用後に海上保安大学校で身につけさせる方針としたい、との同庁の意向によるものである。

(3) 人事院は、提示された政令案について、採用試験の公正性の観点や試験の円滑な実施の観点等から問題があれば意見を述べることとなるが、本件については、特段の問題はないと考えられることから、提示案のとおり改正することに異議ない旨回答することとしたい。

1 改正内容

平成23年人事院公示第16号

この公示は採用試験の出題分野及び内容を定めるものである。

今般、 の政令の改正により海上保安大学校学生採用試験において確保すべき人材に関する事項から「物理」及び「化学」の知識が削除されることに伴い、同試験の出題分野から「物理基礎及び物理」及び「化学基礎及び化学」を削除する。

人事院規則 8 1 8（採用試験）

政令のうち、人事院規則 8 1 8において引用している規定の号ずれに伴い、所要の整理を行う。

本改正は他の法令の制定・改廃に伴い当然必要とされる規定の整理であり、判断を伴う事項がないことから、意見公募手続は実施しない。

2 公布日・施行日

公布日：令和3年11月8日（政令の公布日と同日）

施行日：令和4年2月1日（政令の施行日と同日）

以 上